



県立前橋高 2年
石坂 磨央さん

「18歳で成人」という話を聞いて、やっぱりトラブルに巻き込まれるケースが増えるのではないかと思います。

学校でも消費者教育を受ける機会はありましたが、高校2年は大学受験に向けて勉強に勤しんでいる時期なので、そこまで気が回らないのが正直なところです。



県立前橋高 2年
木曾 雅也さん

今までは20歳から成人だったので、高校卒業後、2年間は大学やバイトなど社会に出て学ぶ準備期間がありました。けれど、これからは準備期間なしでいきなり責任がのしかかるので、不安です。

18歳で成人となっても、親に確認してから契約するなど、従来と同じようなことが対策になるのではないかと思います。

契約前に立ち止まろう

こんなトラブルに気を付けて！

美容医療サービスのトラブル



「10万円で全身脱毛」の広告を見て施術に行ったところ、70万円の高額コースを勧められ、契約してしまった。

怪しい副業・アルバイトのトラブル



チャットで相談に乗るだけのアルバイトを見つけてサイトに登録したら、次々と手数料を支払わされてしまった。

情報商材や暗号資産（仮想通貨）のトラブル



SNS上の知り合いに勧められ暗号資産投資をしたが、出金できず配当も入らない。

健康食品などのトラブル



健康食品を1回限りのつもりで注文したが、定期購入になっていた。いつでも解約できるとあったのに、電話も通じない。

成人になったばかりの若者を狙う悪質な事業者もあります。セールストークや広告をうのみにせず、**契約書やサイトの表示をよく読み確認しましょう**。契約前に立ち止まり、その契約が本当に必要なものかよく考えましょう。

豆 消費者の豆知識

Q.

20歳学生です。中学の同級生に食事に誘われました。「誰でも簡単にもうかる」と50万円の投資ソフトを勧められました。その時は断りましたが、何度も同級生から頼まれ迷っています。

A.

簡単にもうかる話はありません。きっぱり断りましょう。契約に不慣れな若者のトラブルが後を絶ちません。もうけ話や美容などに関するトラブルが多く、金額も未成年者と比べて高額です。トラブルに遭わないためには、「契約する前によく考える」「もうけ話を信じない」が大切です。契約を急かされたらきっぱり断る、借金してまで契約しないなど、日頃から契約に関する知識やルールを学び、本当に必要な契約かどうかを考えて行動しましょう。



4月から

成年年齢引き下げ 18歳から大人になります

図 消費生活センター ☎027-230-1755

民法改正により、4月1日(金)から成年年齢が20歳から18歳に引き下げられます。これは、平成27年から選挙権年齢が18歳になっていることや、世界的に成年年齢を18歳とするのが主流であることが背景となっています。

成年を迎えると、親ではなく自分で責任を負うことになり、下表のとおりできることが増えます。その反面、成人したばかりの人が消費者トラブルに巻き込まれる可能性が高まることも同時に懸念されています。



18歳（成年）になったらできること

● 親の同意がなくても契約できる

- ・携帯電話の契約
- ・ローンを組む
- ・クレジットカードをつくる
- ・一人暮らしの部屋を借りる など



● 10年有効のパスポートを取得する

● 公認会計士や司法書士、医師免許、薬剤師免許などの国家資格を取る

● 結婚

女性の結婚可能年齢が16歳から18歳に引き上げられ、男女とも18歳に。

● 性同一性障害の人が性別の取り扱いの変更審判を受けられる

20歳にならないとできないこと (これまでと変わらないこと)

● 飲酒や喫煙をする

● 競馬、競輪、オートレース、競艇の投票券（馬券など）を買う

● 養子を迎える

● 大型・中型自動車運転免許の取得



要注意！

- 飲酒や喫煙の開始年齢が早いほど依存症を発症しやすいといわれています。20歳未満の飲酒や喫煙は絶対にしないでください。
- 20歳未満で馬券などを購入することは法律違反です。第三者が20歳未満の人に代わって馬券などを購入した場合、その人に罰金が科せられる場合があります。